(表)

年	月	目	交付第	号(使	用期間1年)	
職	名	, I	氏	名	生年。	月日

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律 第13条第5項の規定による

立 入 検 査 証

(所管行政庁名)

囙

(裏)

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律抜粋

## 第13条

- 4 所管行政庁は、第1項の規定の施行に必要な限度において、特定防火地 域等の内の土地に存する建築物の所有者に対し、当該建築物の火事又は 地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、当該 建築物若しくは当該建築物の敷地に立ち入り、当該建築物、当該建築物 の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることがで きる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住 者の承諾を得なければならない。
- 5 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯 し、関係人に提示しなければならない。
- 6 第4項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。